

レジリエ正直家
訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕事業運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団ヘルスアライアンスが設置するレジリエ正直家（以下「事業所」という。）において実施する訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の理学療法士等が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業は、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。

2 事業の対象者は、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者（介護予防にあつては要支援者）とする。

3 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

4 前3項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）、[「指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35号）]に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

5 事業所は、利用者に対し正当な理由なく、訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕サービスの提供を拒まないものとする。

（サービス提供が困難な場合等の措置）

事業所は、利用申込者に対し、適切な訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕サービスの提供することが困難な場合、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の通所介護事業者等の紹介等に努める。

（事業の運営）

第3条 訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 レジリエ正直家

（2）所在地 熊本市中央区帯山8丁目1番11号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名

管理者は、従業員及管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指

